

## 真宗大谷派における女性室の設置と その取り組みについて

草野 龍子（真宗大谷派女性室）

福岡県の久留米市からまいりました草野龍子と申します。真宗大谷派久留米教区の真教寺の坊守となって9年目になります。夫が36歳のときに住職を継承したのにもなって坊守になりました。真宗大谷派では、宗門の法規において、坊守は「住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する」（寺院教会条例第二十条第一項）と規定されていますので、私自身は自らの意思とは関係なく坊守になったという感覚を持っています。逆に母は、父が前住職になった時点で正式には前坊守となっているのですが、今も自分が坊守という意識を持っていると思います。

私は、もともと寺に生まれ育ち、寺に嫁いだのですが、世襲制の問題や「寺族」といわれている家族のあり方の問題など、性別役割分業意識が残っている日々の暮らしから、女性として寺に住まいするということの生きにくさ、息苦しさを感じています。

女性室スタッフとしては、1999年4月以来、月2回ほどのペースで京都に来て活動しています。

まず、真宗大谷派において、位置づけが論議されている坊守についてお話ししたいと思います。宗門では、1925（大正14）年8月1日に「坊守規程」が制定されたことにより、はじめて坊守が規定されました。条文は「第一条 教家家庭の円満を図り自行化他の為に住職の内助を全からしむる為坊守規程を制定し坊守籍を置く」、「第二条 坊守とは派内末寺の住職副住職前住職前前住職の妻を総称す」、「第三条 坊守は品行端肅、克く教家の家婦たるの義務を尽し其の門信徒の規範たるは勿論仏祖崇敬法義相続に於て他に率先し自行化他の為に住

職の内助を全からしめざるべからず」と、第十七条まで続いています。

そこには、住職の内助者としての坊守、門信徒の規範としての坊守という坊守像を見ることができますが、その位置づけによって、宗門は、世襲制を支えるため後継ぎを産むという役割と、寺の領域まで広げて家事をこなすという役割を、女性である坊守の役割として固定化していったのではないのでしょうか。

制度・機構・教学・教化など多面にわたって、宗門が長らく男性中心に成り立ってきた歴史から、多くの男性はその状況を差別・人権の問題として、ましてや信仰課題として意識することなく見過ごしてきたと言えます。また女性たちも、その役割をこなしていくことで問題を内在化してしまったんじゃないかと思います。

しかしながら、これまで十数年にわたる坊守の位置づけに関する論議によって、この問題は宗門にかかわるすべての女性における課題であり、さらには「男女両性で形づくる教団」をめざす宗門全体の課題となりつつあります。

宗門の議決機関である宗会（住職の代表による宗議会と門徒の代表による参議会）も長らく男性のみで構成されていましたが、先般、ようやく2人の女性が参議会議員として選ばれ、画期的なこととしてとりあげられました。

それでもほとんど女性の姿が見られない状況には変わりありませんので、さらに議決機関に女性がかかわっていくためには、クォータ制などの積極策の導入なども考えなければ、なかなか抜本的な改革までいかないというのが現状であるように思います。

（別紙資料の「大谷派女性関係年表」と「宗門の男女の現状データ」を参照して）

真宗大谷派は、1962年、宗門の近代化をめざして真宗同朋会運動という信仰運動をスタートしました。そして、1977年には、運動の15周年にあたって点検が行われ、「古い宗門体質の克服」が目標として掲げられます。また、1981年には、宗門における憲法といえる「真宗大谷派宗憲」が制定され、「同朋公議」（この宗門の運営は、何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う／宗憲前文抜粋）を宗門運営の根幹としました。

この真宗同朋会運動の展開と、そこから結実した宗憲の制定によって、はじ

めて、女性の住職就任を阻害してきたことに象徴される宗門の体質が問われ、ようやく性差別や女性問題を考える共通基盤が形成されてきたといえます。

1990年代に入ると、具体的な法規の整備が始まり、1991年6月には、寺院教会条例の改正によって、継承者となる卑属系統に属する男性がいない場合に限るという制限つきながら女性住職の就任が実現し、1992年7月には僧侶条例等の改正によって、僧侶になる得度年齢が両性とも9歳以上となりました。それまでは、男性は9歳以上でしたが、女性は20歳以上でないと得度が許可されませんでした。

このような動きにおいては、坊守による全国的な組織である坊守会連盟や、宗門にさまざまなかわりを持つ女性の集まりである「真宗大谷派における女性差別を考えるおんなたちの会」の要望書なども原動力になったと言えますが、やはり国レベルの、1986年4月の男女雇用機会均等法の施行や、1999年6月の男女共同参画社会基本法の施行といった動きが影響しており、宗門内の女性の声によってというよりも、社会の状況によって動かざるを得なかったのではないかと感じています。

また、1994年9月には、真宗大谷派の代表である宗務総長の諮問機関として設置される宗務審議会として「女性の宗門活動に関する委員会」が設置されました。この委員会は、女性委員が17人、男性委員が4人と、今までにない男女比で構成され、1996年1月に出された答申は、宗門の機関誌である『真宗』誌上にも公開されました。

その答申を受ける形で、同年6月には、制限が大きく見直され女性住職の就任が実現したのです。

しかし、なお卑属系統への継承を存続する世襲制の問題や、女性住職の時の坊守、つまり男性は坊守になるのかというような坊守の位置づけの問題が残っています。法規の上には坊守は呼称として存在していますが、その定義においても「女子である住職の配偶者については、坊守に関する規定は適用しない。」(寺院教会条例第二十条第二項)と性別要件を残したまま、坊守は女性という形で性別による役割分担を固定化したまま、論議を続けている状況なのです。

また、女性住職の実現と時を同じくして、1996年の7月には女性室規程ができ同年12月12日に女性室が開設されました。当時、設置の理由としては、「御同朋」という人と人とのつながりを願う宗門ですが、今日女性と男性が本当に対等な関係を生きてきたのだろうかという問いがもととなり、宗門の多くの女性の声を集める場が必要である、それはまた、単なる権利獲得や女性の地位向上をめざす取り組みではなく、決して女性が男性並みになることではないということが確認されました。

また、当時、女性が宗門の運営や活動に十分参画していく場所を確保するためには、宗務行政の区域である教区(全国に30教区)、さらにその教区を細分化した組(全国に419組)での展開も視野に置いて、制度や運営の見直しも考えられていたと聞いています。

女性室の中心的な行事には、「女性会議」があります。全国からの声や意見を聞いていくため、「男女両性で形づくる教団に向けて」「坊守制度から問われてくること」「家制度と女性」といったテーマを示して参加を呼びかけるという形で、現在まで5回行われました。近年は、将来的な宗門版「男女共同参画社会基本法」の制定も視野に置いて、「東京都男女平等参画条例」の実現に携わられた東京家政大学教授の樋口恵子さんにお越しいただき、参加された方々と共にお話を聞き、協議の場をつくりました。

また、発足当時から「女性室公開講座」も中心的な行事として取り組んでおり、当初から「女たちと男たちの寄り合い談義」というサブタイトルにもあるように、女性会議同様、声や意見を集約する場として取り組んでおります。2000年度からは、全国に30ある教区に呼びかけ、教区にスタッフ会を組織してもらって、女性室との共同開催の形で講座に取り組むという新たな取り組みも始まっております。

私の久留米教区でもその2000年度に公開講座久留米会場を共同で行いました。この公開講座教区会場については、講座開催後、会場となった教区において「男女両性で形づくる教団」をめざす取り組みが継続することを願いとしており、講座の当初から教区スタッフと女性室スタッフが共同で準備をすすめていくというスタイルが定着してきました。久留米教区でも女性室公開講座久留

米会場の開催と並行して、教区に「男なり女なり委員会」という委員会を結成し、現在も活動を続けております。

今、あらためて41年目を迎えている真宗同朋会運動を見つめてみますと、その「同朋」という概念は、とすれば僧と俗という一面でしか語られてこなかったのではないかということを思います。女性室では、今一度、そこに男女という視点を入れて、男女が対等な自立した関係、本当に同朋といえる関係をめざしていきたいと考えています。あらゆる場において僧俗、男女がともに構成メンバーであることが当たり前になるまで、意識して声を出し続けることが大事であると考えております。実際に寺に住まいする者が現状の中で、その差別性に気づくことはなかなか難しいことだと思うのです。人それぞれきっかけも違います。ですが、女性室は、なんとか気づいてほしいという願いをどれだけ継続して発信し続けることができるか。そのために、交流、学習、情報交換の場としての役割を果たしていきたいと思っています。

「大谷派女性関係年表」より抜粋

1983. 1. 20 坊守会連盟、宗務総長宛要望書提出  
①女性の住職就任 ②宗議会・教区会への女性の参加  
③女性寺族の九歳得度 ④女性の堂班・衣体の制限撤廃
- 1986 坊守会連盟、男女間の格差是正を求める要望書を宗務総長に提出
1986. 5 内局、坊守会連盟の要望について拒否回答
1986. 12 女性僧侶、坊守、女性宗務職員、学生らによる「真宗大谷派における女性差別を考える女たちの会」結成。同会発足にあたり、宗務総長に要望書提出。  
①女性住職の実現 ②宗門内での待遇の平等化 ③選挙制度の公平化 ④得度年齢の男女間格差の是正 ⑤衣体・堂班・寺格等の差別構造の全廃
1989. 8. 5 『同朋社会の顕現』差別事件を巡る部落解放同盟への「解答書」

の中で、女性住職を始め女性の資格について5年以内に改正に向けての作業に入る旨、回答。

1990. 6. 1 宗務総長、宗議会において女性の住職就任を一年以内に実現することを表明。
1991. 6. 30 「寺院教会条例」改正。女性の住職就任が制限付きで可能になる。「僧侶条例」「教師条例」の改正及び「堂班法衣条例」の廃止により、女子の教師陞補の制限・女子僧侶の堂班進席の制限を撤廃。
1994. 9. 2 宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」設置。以来1996. 1. 24まで14回開催。
- 諮問事項①住職就任とそれに関する問題について  
②教導職等、女性の活動分野の促進について  
③女性の教化組織について
1996. 1. 25 宗務審議会「女性の宗門活動に関する委員会」答申書を宗務総長に提出。
1996. 5. 10 宗務審議会、答申書の全文を『真宗』5月号に公表。
1996. 7. 1 「寺院教会条例」の一部改正。女性住職の実現。同日「女性室規定」施行。仏教教団で初めて女性の宗門活動に取り組む専門機関として、組織部に「女性室」設置。
1996. 12. 12 「女性室」を開設、開室式及びスタッフに辞令伝達。同日、第一回女性室会議。

宗門の男女の現状

(2002年7月1日現在の寺院教会数 8,895)

《住職・教会主管者》

	1998年6月現在		1999年6月現在		2000年5月現在		2001年7月現在		2002年7月現在	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
女性	22	0.28%	29	0.37%	33	0.42%	41	0.53%	48	0.61%
男性	7,749	99.72%	7,747	99.63%	7,749	99.58%	7,734	99.47%	7,757	99.39%
全体	7,771		7,776		7,782		7,775		7,805	

《教師》

	1998年6月現在		1999年6月現在		2000年5月現在		2001年7月現在		2002年7月現在	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
女性	1,987	11.89%	2,027	11.88%	2,046	11.95%	2,095	12.23%	2,173	12.65%
男性	14,728	88.11%	15,037	88.12%	15,070	88.05%	15,029	87.77%	15,001	87.35%
全体	16,715		17,064		17,116		17,124		17,174	

《僧侶》

	1998年6月現在		1999年6月現在		2000年5月現在		2001年7月現在		2002年7月現在	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
女性	9,249	28.59%	9,450	29.21%	9,632	29.63%	9,847	30.22%	10,008	30.67%
男性	23,107	71.41%	22,907	70.79%	22,872	70.37%	22,742	69.78%	22,625	69.33%
全体	32,356		32,357		32,504		32,589		32,633	

《代務者》

	1998年6月現在		1999年6月現在		2000年5月現在		2001年7月現在		2002年7月現在	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
女性	-	-	82	12.44%	86	12.59%	84	12.67%	80	11.64%
男性	-	-	577	87.56%	597	87.41%	579	87.33%	607	88.36%
全体	-	-	659		683		663		687	